

令和7年度 プール維持管理講習会

愛知県江南保健所
環境・食品安全課

※スライド資料は江南保健所ウェブサイトにあがっています。

- 動画内にキーワードがあります。
- キーワードを繋げて、**単語**にしてください。
- 受講後、令和7年7月末までに別紙様式に必要事項を記入の上、江南保健所にメールもしくはファックスで報告してください。

内容

- ◆ プール事故事例について
- ◆ 令和6年度プール立入調査結果
及びプール水行政検査結果
- ◆ プール維持管理のポイント
- ◆ 令和7年度プール立入調査
及びプール水行政検査について
- ◆ プール条例運営要綱の主な改正点
- ◆ その他（各種届出、報告等）

プール事故事例について

愛知県では、令和6年度にプールにおける事故が**4件**ありました。

令和5年度 事故3件、健康被害2件

令和4年度 事故2件

令和3年度 事故等の発生はなし

令和2年度 事故3件

令和元年度 事故3件

平成30年度 事故2件、健康被害1件

平成29年度 事故1件

平成28年度 事故2件

平成27年度 事故2件

平成26年度 事故3件

平成25年度 **死亡事故1件**、その他事故2件（うち健康被害1件）

平成24年度 事故4件

平成23年度 事故等の発生はなし

平成22年度 事故1件

平成21年度 事故1件

平成20年度 事故等の発生はなし

平成19年度 事故等の発生はなし

平成18年度 事故等の発生はなし

平成17年度 事故1件

平成16年度 プールに起因した河川の水質事故1件

平成15年度 **死亡事故1件**、その他事故1件、健康被害1件

平成14年度 事故1件

平成13年度 **死亡事故4件**

<愛知県内の過去の事故等発生状況>

（埼玉県の市営プールで遊泳中の女兒が流水プールの取水口に吸込まれ死亡）

事故4件の内容

発生年月日	施設区分	当事者	概要
令和6年6月12日～19日	学校 プール	小学生	6月12日、13日にそれぞれ別の小学生が足の親指に裂傷を負った。 塗装の剥がれが見つかっており、床に剥がれ後の突起物等が見られた。 6月19日に、また別の小学生がプール柵の塗装の突起物に触れ、手指に裂傷を負った。
6月14日	学校 プール	小学生	プールサイドに上がった際、足の親指にプールの塗装が剥がれた破片が刺さっており、出血していた。
6月19日	学校 プール	小学生	プール排水口の金属製の蓋の固定用ボルトの位置にあるくぼみに左足親指が挟まり、裂傷を負った。
令和7年2月23日	営業 プール	成人	シャワー使用中にシャワーフックが壁から脱落し、落下したシャワーフック及びシャワーヘッドにより足の指を骨折した。

事故防止のために気を付けたいこと 学校プールの場合

- ◆ 生徒の持病や当日の健康状態を把握すること。
- ◆ 遊泳中だけでなくプールへの出入時にも注意すること。
- ◆ 自由時間を設ける場合、**プール監視員を増員する等**生徒の不審な行動に気付ける体制を整えること。
- ◆ プール本体やプールサイドに亀裂がある場合、生徒が怪我等をしないよう、必要な対策を行うこと。

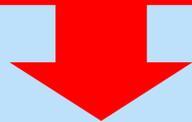
事故防止のために気を付けたいこと 営業プールの場合

- ◆ 利用者の健康状態を把握すること。
- ◆ 注意事項等は利用者の目に付くところに設置すること。
- ◆ 監視員が**利用者に常に注意を払い**、不審な行動に気付ける体制を作ること。
- ◆ 監視員に**緊急時の対応・連絡体制を周知**し、非常時には適切な行動が取れること。

維持管理マニュアルを作成しましょう！

- ◆ 管理体制の明確化
- ◆ 管理作業の標準化
- ◆ **事故発生時の対応**
- ◆ **事故発生時の連絡体制**

事故発生時を想定した
訓練



情報を共有し、いざという時に適切に対応できるよう日頃から意識するようにしてください！

- 1 管理体制
 - (1) ○○プール管理体制表
 - (2) 管理作業の業務分担表
- 2 ○○プール管理計画表
- 3 設備・機器等の運転操作方法、点検方法
 - (1) 排水口等の二重構造、蓋の固定状況
 - (2) ろ過機
 - (3) 滅菌器
 - (4) その他
- 4 衛生管理方法
 - (1) 消毒方法
 - (2) 水質検査
 - (3) 施設の清掃
 - (4) その他
- 5 衛生管理点検表
- 6 事故発生時等の措置
 - (1) 対応方法
 - (2) 連絡先一覧

令和6年度プール立入調査結果 及びプール水行政検査結果

令和6年度プール立入調査結果

用途別立入調査施設数		学校	営業	計	
		20	6	26	
不適施設数		19	6	25	
不適項目	構造設備の状況	プール本体	1	0	1
		プールサイド	3	0	3
		給水設備	2	0	2
		消毒設備	0	0	0
		浄化設備	3	0	3
	維持管理状況	プール水の状況	3	1	4
		補給水の状況	0	0	0
		換水の状況	0	1	1
		消毒設備の運転	0	0	0
		採暖室・採暖槽・気泡槽	0	1	1
	その他	管理日誌の記載	10	5	15
		自主管理点検表の利用者への情報提供	4	1	5
		その他	13	2	15

立入調査時の不適事項の一例 (令和6年度)

【プールサイド・プール】

- ・ プールサイドに雑草、落ち葉がある
- ・ 水深表示が薄くなっている
- ・ 吐水口に保護カバーがない

【その他】

- ・ 運転時間、圧力等濾過器の管理
- ・ ろ過機の劣化
- ・ 全換水の頻度

【自主点検表・管理日誌】

- ・ 自主点検表が掲示されていない
- ・ 管理責任者が管理日誌の確認を行っていない
- ・ 管理日誌の記入漏れ（補給水、対応等）

【プール水】

- ・ pHが低い
- ・ BTB試薬の管理が不適切（保管場所・期限）
- ・ 塩素濃度が低い
- ・ 塩素の測定が不適切（方法・器具）

令和6年度水質検査における不適事項

用途別調査施設数		学校	営業	計
不適件数		42	6	48
不適事項	pH値	2	0	2
	濁度	0	0	0
	過マンガン酸カリウム消費量	0	0	0
	大腸菌	1	0	1
	一般細菌	1	0	1



pHが基準値（5.8）未満にならないように留意してください

pH値の低下

原因

- 塩素化イソシアヌル酸の蓄積
(消毒剤：ネオクロール)
- 硫酸アルミニウムの使用過多
(凝集剤：硫酸バンド)

対策

- 補給水量の増量
- pH調整剤（ペーハープラス）の使用

管理日誌に記載を忘れずに

pHが基準値（5.8）未満の時は 要注意！

商品名

- ・ネオクロール
- ・ハイライト 等

イソシアヌル酸系消毒剤を

使用している施設に多い事例

イソシアヌル酸が蓄積し、プール水が酸性になりやすい



にも関わらず・・・

pH測定器では5.8未満は計測できない



pH5.8未満（例えば2.0）でも、測定器では5.8と表示してしまう



基準値内であると誤解！

pHは7.0付近になるよう管理を

測定範囲	pH指示薬名称
5.8～8.6	SPS
5.8～7.6	BTB

プール維持管理のポイント

シーズン前の管理

管理計画の策定

- ① プール水の入れ替え、清掃、排水溝、循環水取入口の安全確認時期
- ② ろ過機等の点検、ろ材の交換等の時期
- ③ 消毒薬、その他薬品の予定使用量及び購入時期
- ④ 水道水の予定使用量
- ⑤ 水道水以外の水を使うプールにあっては、使用水の水質検査時期
- ⑥ プール水の水質検査時期
- ⑦ 屋内プールにあたっては、屋内空気中の二酸化炭素濃度の測定時期
- ⑧ プール管理担当者及び監視員の配置、当番順
- ⑨ 学校プールでは、健康診断の実施時期

プールの清掃

必ず**全排水**を行う



！ 注意 ！

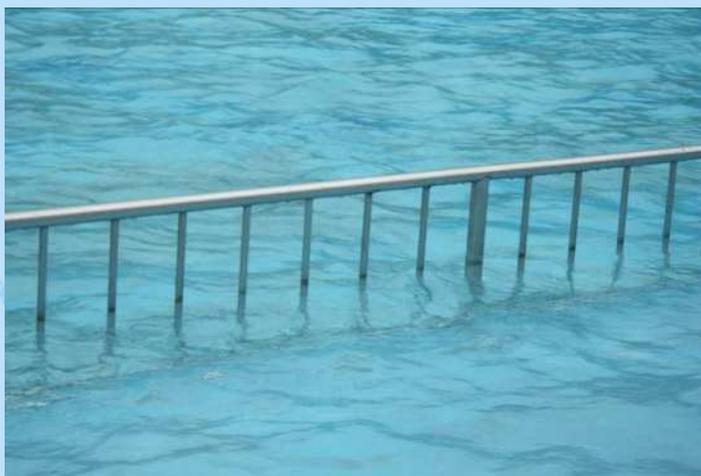
塩素剤

= 皮膚に刺激性がある
環境に影響をもたらす

清掃時、排水時に注意が必要



柵や設備の点検等



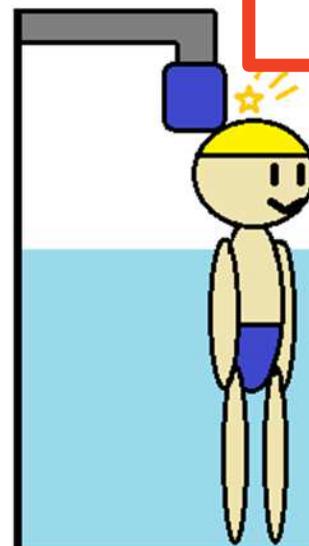
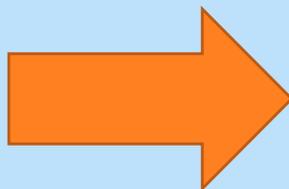
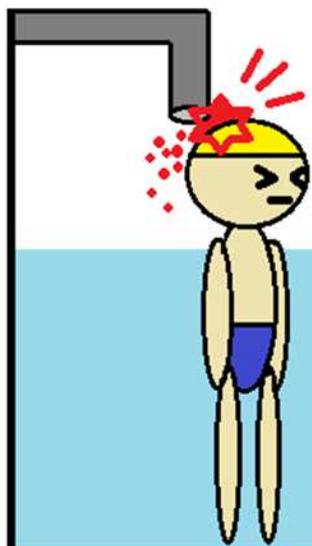
- 柵の幅やプールの壁面や底面と柵の隙間が適切か
- ボルト等のゆるみがないか

遊泳者が身体を挟まれて事故を起こさないように

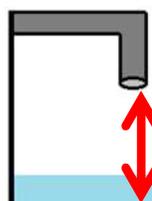


踏み台の下や横に首や足が通る隙間を作らないような工夫を

給水設備の点検



保護用のゴムを付ける
→給水管に頭をぶつける
ことを防ぐため

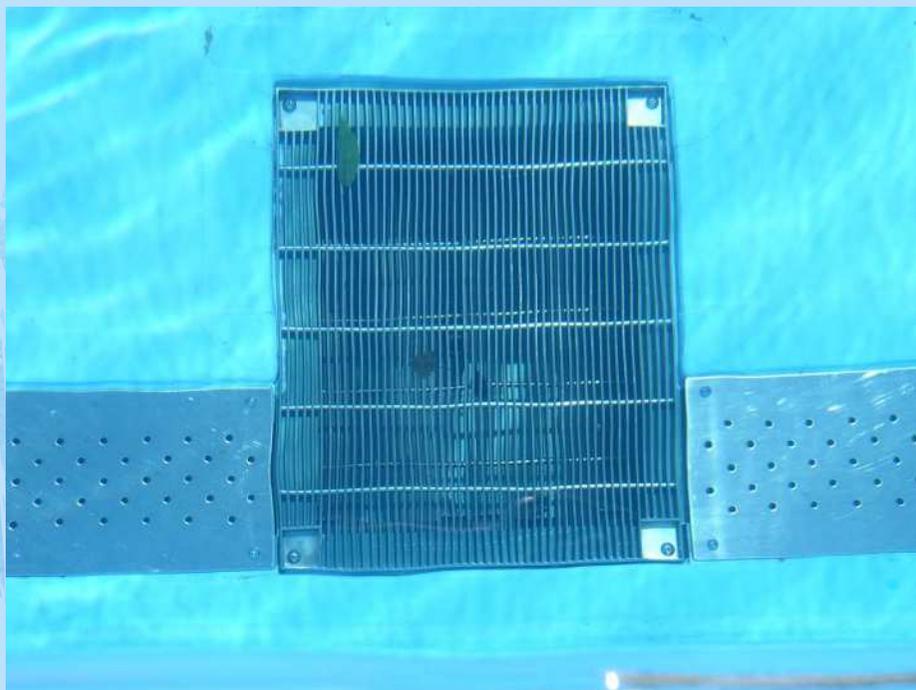


吐水空間は**200mm以上**あける

!

吐水口には保護用のゴムを!

排水設備の点検



死亡事故の
原因に

排水口、ろ過機の循環水の
取り入れ口



負圧



遊泳者が足などを吸い込まれ
事故等の原因となる。

全換水をした際に、二重ぶたの確認や
ネジ、ボルトに破損がないか点検を！

自主点検について

掲示が必要

プールの自主点検表

	検査項目	点検日	検査結果			不適の場合の措置状況
			通	不通	未該当	
① 施設・設備の点検	プール本体	亀裂の有無、塗装の剥れはないか			/	
	排水口 プールの水が引き込まれる取水口 [循環水の取入口、逆流のための取水口等]	二重構造になっているか			/	
		上下重がともにネジ、ボルト等により堅固に固定されているか			/	
		吸い込み圧の状況はどうか(吸い込まれるおそれはないか)			/	
	プールサイド	陥没、凸凹はないか			/	
		滑り止め塗装の状況はどうか			/	
		マットのめくれはないか			/	
	給水設備	摩し込み構造となっているか			/	
		吐水空間は十分にあるか			/	
		給水管の端は危険でないか			/	
ろ過設備(ろ過機、循環ポンプ等)	点検・整備は適切か			/		
薬品の保管	薬品は適切に保管管理され、盗難防止の措置が講じてあるか			/		
	洗眼、洗浄設備に目詰まりはないか			/		
付	<div style="background-color: red; color: white; padding: 10px; text-align: center;"> 利用者の目に付く場所に掲示し、積極的に情報提供を！ </div>					
遊						
② 監視	プール監視員等	監視員を複数人を配置しているか(できるか)			/	
		事故発生時の応急体制(救護等の対応)は準備されているか			/	
		事故発生時の連絡体制は整備されているか			/	

シーズン中の管理

1. プールにおける健康被害

- ◆ プールに起因する感染症の発生防止のため、適切なプール管理（残留塩素の確保等）を！
- ◆ 感染症発生時は、直ちにプール使用の中止を！
- ◆ 近年の猛暑による熱中症に注意を！

1. プールにおける健康被害

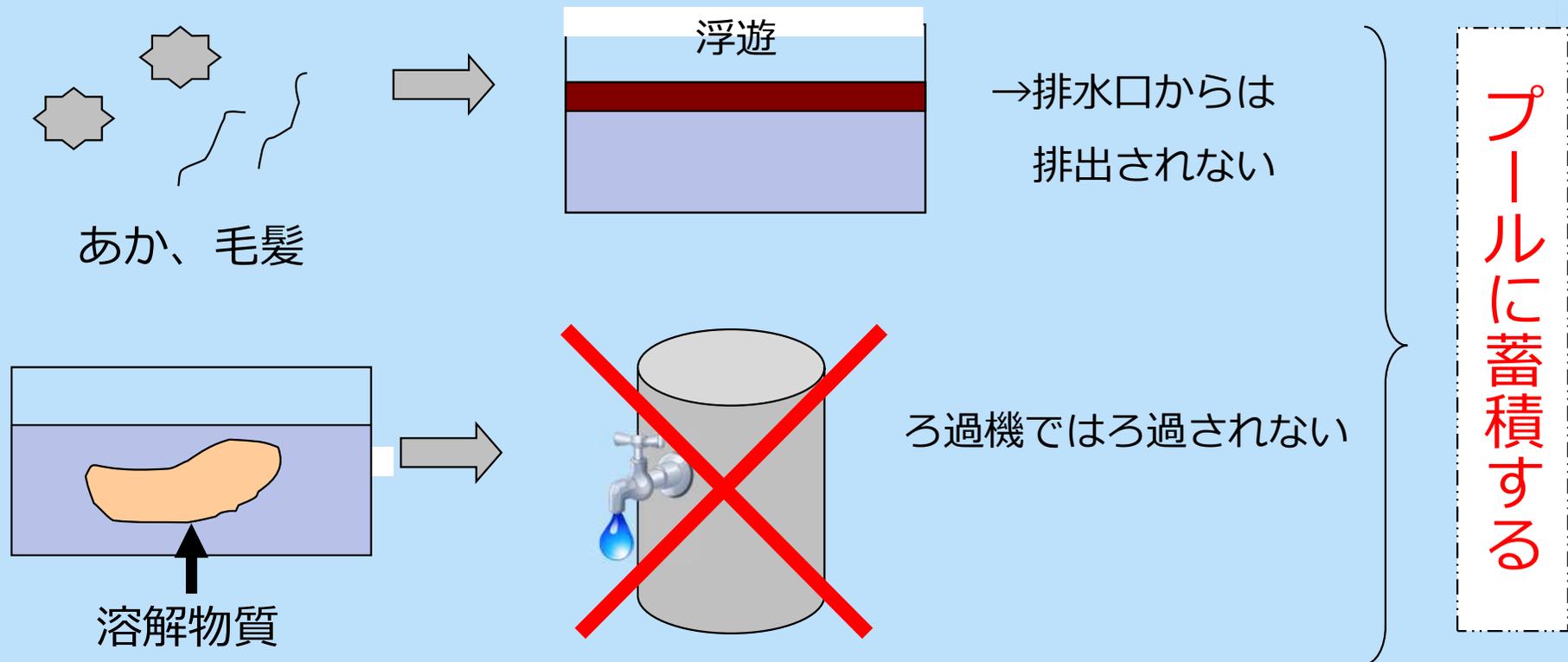
種類	原因	防止対策
各種の感染症 (ウイルス) ・ <u>角結膜炎</u> ・ <u>咽頭炎</u> ・ 水イボ ・ 夏カゼ ・ 下痢症 等 (細菌) ・ 赤痢 ・ チフス ・ 下痢症 等	<ul style="list-style-type: none"> 患者の遊泳 (糞便、たんなどを介して、ウイルスや細菌がプールを汚染) 更衣室などにおける接触 バスタオルなどの共用 	<ul style="list-style-type: none"> 遊泳前の健康チェック 遊泳者の遵守事項の徹底 (シャワーの適正使用。遊泳後のうがい、洗眼。指定外の場所での、<u>つばやたんを吐く</u>、<u>鼻をかむ</u>、<u>放尿等の行為の禁止</u>) プール水の適正管理 (適正な遊離残留塩素濃度の確保、新鮮水の補給など) 施設の清潔、清掃、消毒 (更衣室、便所などの附帯設備) 感染させるおそれのある患者の遊泳禁止
(寄生虫、真菌等) ・ <u>アタマジラミ</u> ・ ぎょう虫 ・ 疥癬 ・ 水虫たむし 等	<ul style="list-style-type: none"> 更衣室などにおける接触 バスタオル等の共用 	

咽頭結膜熱 及び 流行性角結膜炎（はやり目）

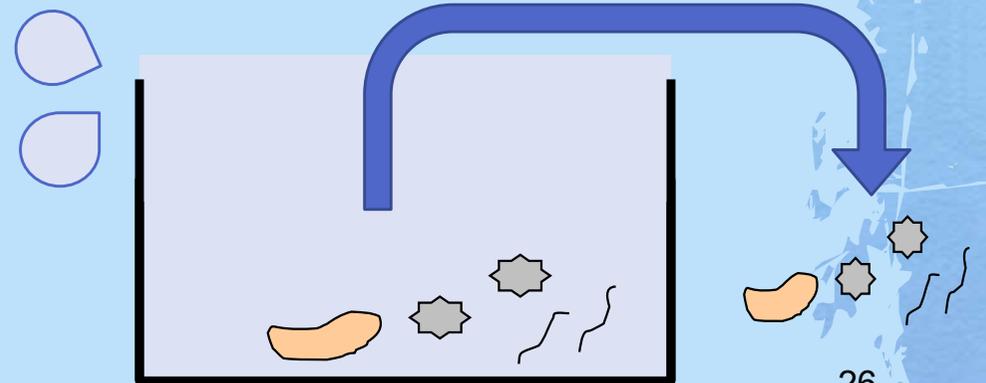
	咽頭結膜熱	流行性角結膜炎
症 状	<ul style="list-style-type: none"> 夏カゼの一種で、急に発熱し目が充血して咽頭が赤くはれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 結膜の充血、目の周囲のはれ、目ヤニを伴い、急に発病する。 結膜炎発症後、角膜の混濁を起こすが、通常、数か月で完全に治癒する。
病 原 体	アデノウイルス3型が多いが、4型、7型、11型等	アデノウイルスD種8型、37型、53型、54型、56型、64/19a型等
感 染 源 及 び 感 染 経 路	通常は患者からの飛沫感染。結膜、経口的な感染も考えられる。	目の分泌液で汚染されたタオル、手指などを介して感染する。
潜 伏 期 間	5～7日	7～14日

2. 新鮮水の補給について

毎日の新鮮水の補給量は、**プール容量の10~20%**を補給する。



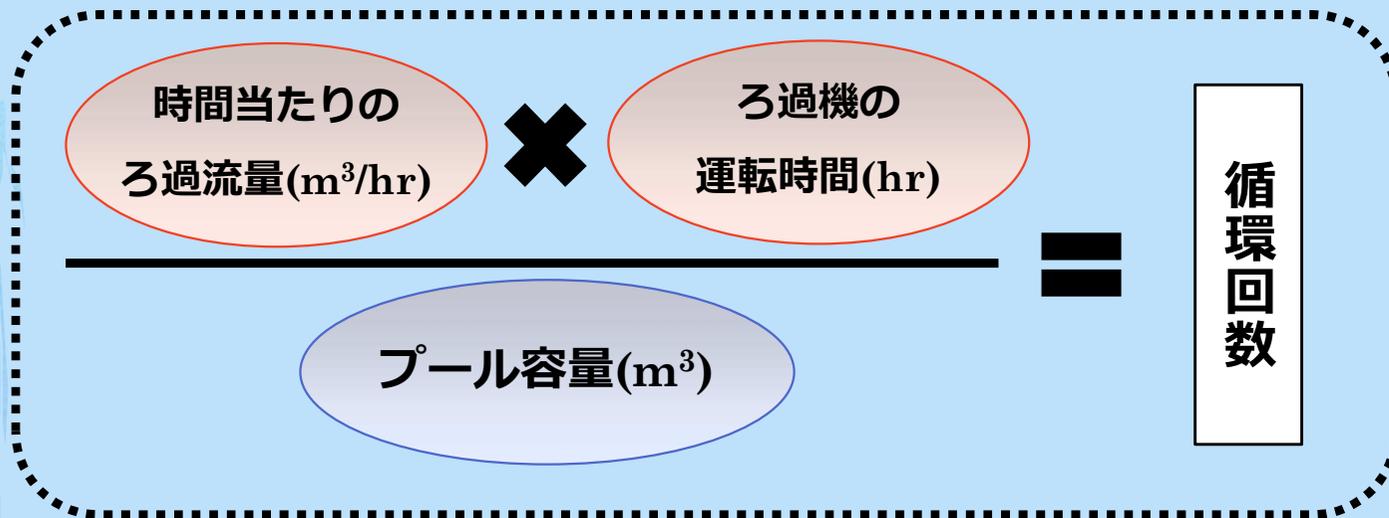
絶えず**新鮮水を補給**し、**オーバーフロー**させる！



3. ろ過機の運転について

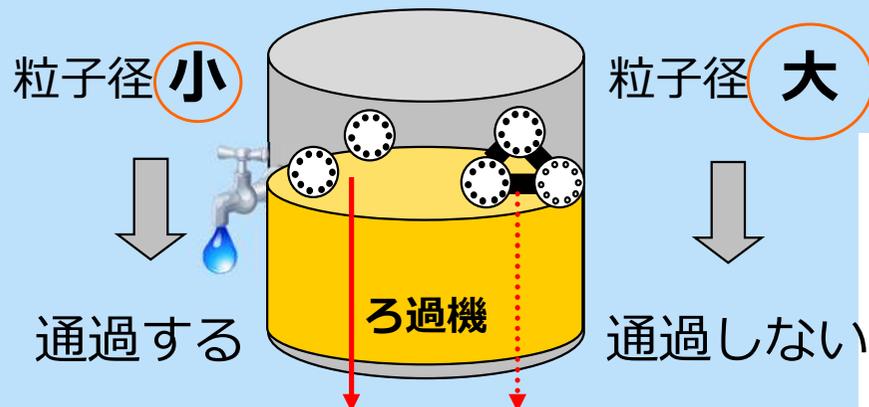
プール開場期間中は、常にろ過機を運転する

騒音等で、運転できない場合は、1日に4回以上循環させるように！

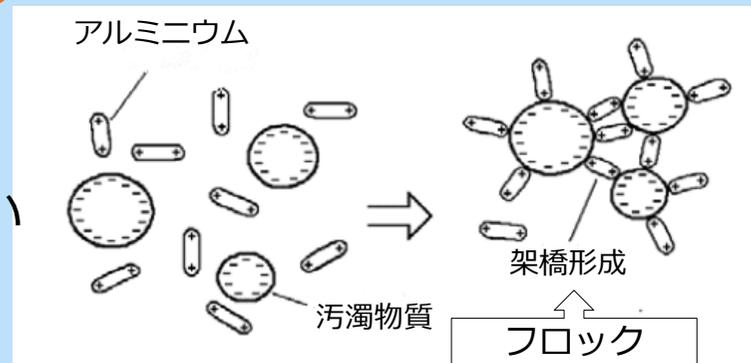


循環回数	汚濁物質の除去率(%)
1	63
2	86
3	95
4	98
5	99.3
10	99.99

砂ろ過式…ろ材の砂の表面にたまった汚染物質を取り除くため、定期的に逆洗を行う



凝集剤（硫酸バンドやPAC）を注入し、汚濁物質を沈殿物（フロック）とし、ろ過する。



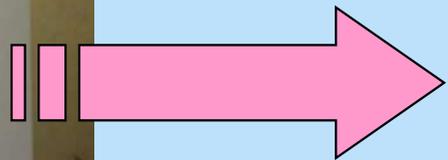
フロックを形成しやすいpHがある

↓

pH調整剤（炭酸Na）

ろ過機装置

誰が見ても運転することができるようなマニュアルを作成するとよい。



ろ過機が正常に運転しているかを確認するために…

ろ過機の出口で循環水の濁度を測定

濁度…0.1度以下を目標に
0.5度以下になるよう維持管理を！



4. 消毒について

◆プール水消毒の際のポイント

- ① プール使用開始前に遊離残留塩素0.4mg/L以上を確認！
- ② 遊泳中の塩素濃度は0.4mg/L～1.0mg/L
- ③ プール水のpHは7付近に調整
- ④ 直射日光、遊泳者急増などによる塩素の急激な消失に気を付ける
- ⑤ プール使用中は消毒薬を連続注入し、手まきはしない
- ⑥ 薬品の誤混入に注意！

4. 消毒について

遊泳前に遊離残留塩素濃度0.4mg/L以上を確認

消毒剤の種類	特徴
次亜塩素酸ナトリウム	酸性凝集剤と混合すると有毒な塩素ガスが発生
塩素化イソシアヌル酸 (商品名：ハイライト等)	残留して蓄積し、水質を酸性にする 塩素の殺菌消毒作用を阻害

滅菌器 = 最大能力の6～7割の能力で稼動するように設定



遊泳中は残留塩素濃度が0.4mg/L~1.0mg/L
となるよう確認

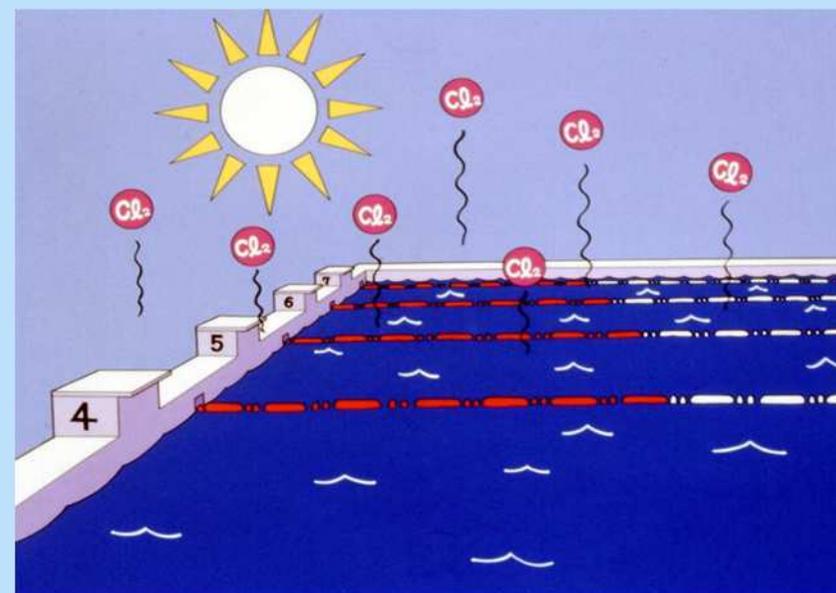
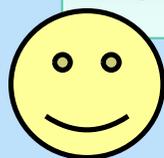
午前1回以上、午後2回以上

基準未満の場合は改善状況を管理日誌に記録



感染症防止の為、必ず0.4mg/L以上
を確認してから遊泳させましょう！
(学校は授業開始前毎)

日光、人の入水で塩素が消費



測定試薬、比色板、セルは
必要に応じて新しいものに交換を。

4. 消毒について

消毒効果は瞬時に行われることが理想的

→ 遊泳者の持ち込む病原菌が他の遊泳者に感染しないうちに殺菌されることが望ましいため

菌／ウイルス	遊離残留塩素 [mg/L] ※
一般細菌	0.1
大腸菌	0.15～0.25
アデノウイルス (プール熱、はやり目の原因)	0.4

※病原菌を15～30秒（ウイルスは60秒）で死滅させる塩素濃度

**ウイルスを速やかに不活化するためには
遊離残留塩素濃度0.4mg/L以上が必要！**

プール水をpH=7付近に



pH= 7 付近では安定した次亜塩素酸となり
高い消毒効果を発揮

イソシアヌル酸又はpH調整剤
を使用している場合

イソシアヌル酸は水質を酸性にする性質がある

⇒ **1日1回以上pHの測定**

蓄積性があり、徐々にプールに蓄積する。

⇒ **新鮮水の補給水量を多めに管理**

5. 水質検査について

水素イオン濃度 (pH) : pH5.8~8.6

低すぎると凝集効果に、高すぎると消毒効果に影響を与える。

濁度 : 2度以下

新基準 (2度以下) では、水平方向の視界を確保して遊泳者の衝突事故を防止することを目安に決められている。プール水の汚染の目安となる。

過マンガン酸カリウム消費量 : 12mg/L以下

プール水の汚染の目安となる。

大腸菌 : 検出されないこと

消化器系感染症の病原体による汚染の目安となる。

一般細菌 : 200個/mL以下

遊泳者や自然環境からの汚染により高値となり、プール水の汚染の目安となる。

遊離残留塩素濃度 : 0.4mg/mL以上

消毒効果の指標となる。高値では目や皮膚に刺激がある。

総トリハロメタン : 0.2mg/mL以下

塩素による消毒の副生物であり、人体への影響を考慮し、プール水の状況把握のために実施

参考

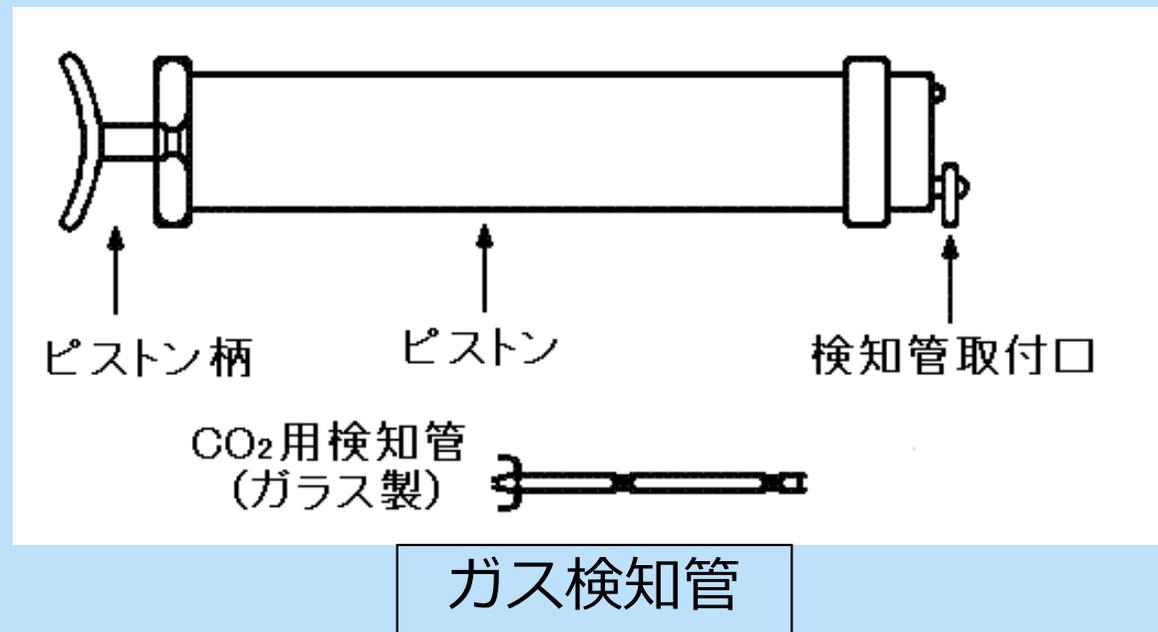
プール水の水質検査

	検査項目	基準値	検査回数	対象施設
プールの水	遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上	午前1回以上 午後2回以上	全てのプール
	水素イオン濃度 (pH値)	5.8以上8.6以下	月1回以上	全てのプール
			1日1回以上	塩素化イソシアヌル酸又はpH調整剤を使用するプール
	濁度	2度以下	月1回以上	全てのプール
	過マンガン酸K消費量	12mg/L以下		
	大腸菌	検出されないこと		
一般細菌	200個/mL以下			
	総トリハロメタン	0.2mg/L以下	年1回以上	
浄化後の循環水	濁度	2度以下	年1回以上	全てのプール
循環後のオーバーフロー水	水素イオン濃度 (pH値)	5.8以上8.6以下	月1回以上	オーバーフロー水を再利用するプール
	濁度	2度以下		
	過マンガン酸K消費量	12mg/L以下		

屋内プールは換気に注意

CO₂濃度が高いと、遊泳者の健康上好ましくない。

プール内の空気中CO₂濃度が0.15%（1500ppm）を超えないよう、**2か月に1回**以上測定する。



管理日誌の記載について

普段と異なることや、気になることがあった場合は管理日誌に記載する

例えば・・・水質基準が逸脱していた
(pH、残留塩素等)

↓ 対応、原因、改善措置

記録しておく

諸届の遵守 管理責任者、衛生管理者の変更等

シーズン後の管理

ろ過機（砂式）→

逆洗を行い、汚濁物質を十分除去する。

滅菌器→

1. 薬液槽をよく水洗いする。
2. 水を入れて注入ポンプを運転し、ポンプ内部を洗浄する。
3. 水を完全に拭き取り乾燥させる。

柵→

点検を行い、出入り口は施錠する。

プール水→

プール本体の亀裂を防ぐため、満水にしておく。

消毒剤→

- 次亜塩素酸Na等：保存中に効力が減少するので、**シーズン中に使用する量を購入**し、使い残しのないようにする。
- 未開封のイソシアヌル酸等：**湿気に注意して冷暗所に保存**する。

令和7年度プール立入調査及び プール水行政検査について

立入調査

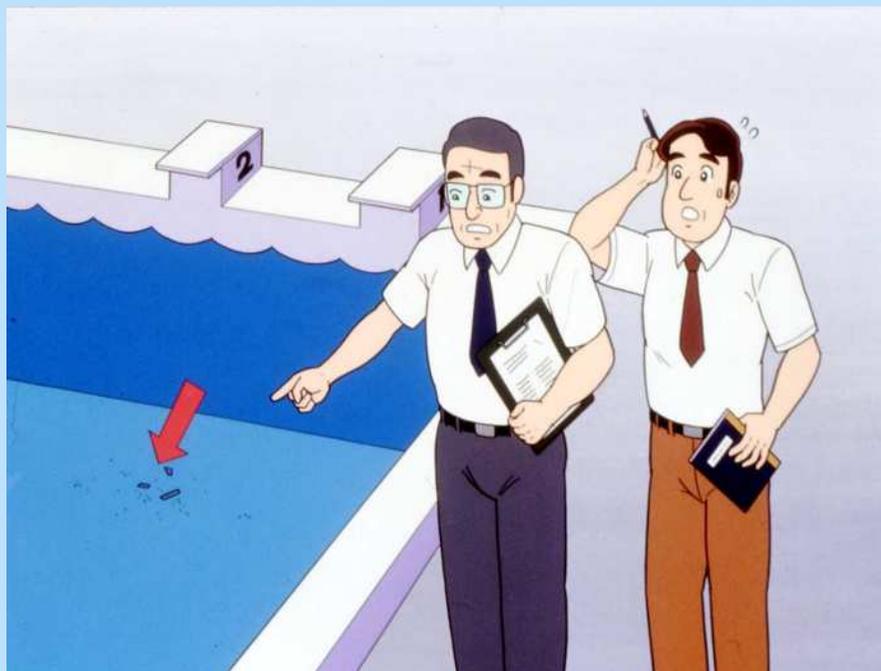
- ◆ 1施設あたりの調査時間は30分前後（施設の状況によっては延長する場合があります。）
- 当日のお願い ●
 - ◆ 管理日誌を準備すること。
 - ◆ 水質検査の結果（今年度及び前年度）を準備すること。
 - ◆ 機械室等も確認するため、機械室等のカギもご用意ください。

調査事項①

(1) 施設監視（施設の設備）

- ◆プール本体・サイドの確認
- ◆シャワー、洗眼所、洗面所等
- ◆ろ過設備、消毒設備
- ◆薬品の保管
- ◆周囲の柵、施錠

塗装のはがれ、危険物等の落下



水深表示



薬品の保管

亀裂、マンホール等の突起



落ち葉等の落下



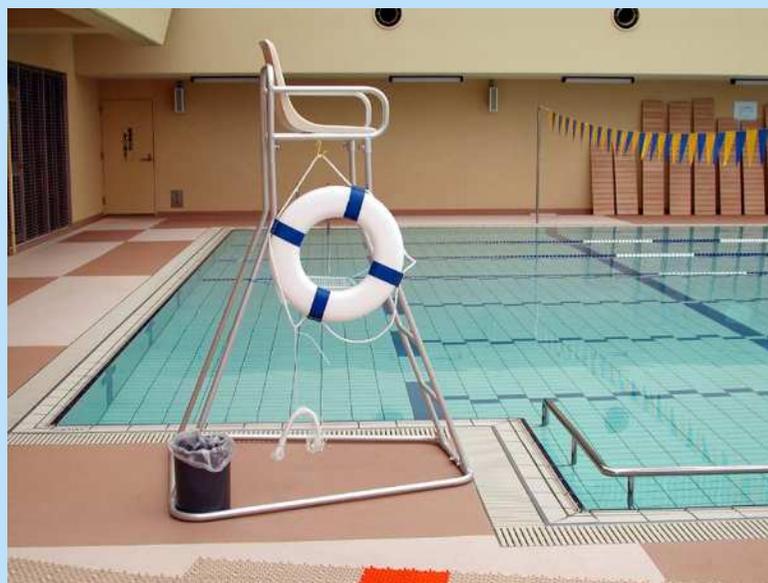
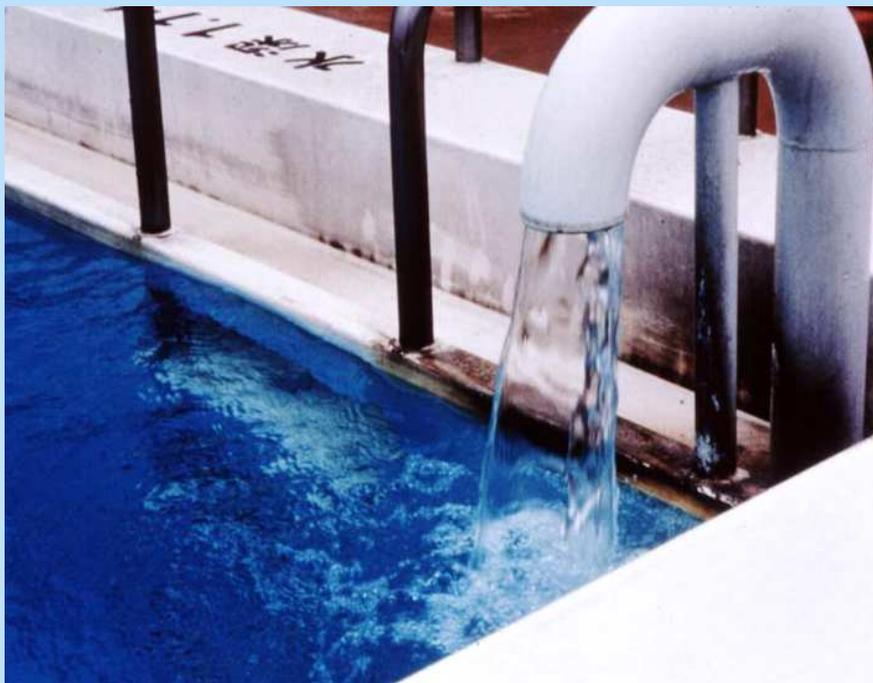
施錠の確認

調査事項②

(2) 施設監視（維持管理状況）

- ◆ プール水の状況
- ◆ 補給水の状況
- ◆ 換水の状況
- ◆ 水質検査の実施
- ◆ 施設の清掃
- ◆ 救命具、A E Dの整備

補給水（新鮮水）の供給



施設内の清掃具合



監視台・救命具の用意

調査事項③

(3) 管理日誌の確認

- ◆ プール使用前に点検を行い不適がないか
不適があった場合の措置は適切か
- ◆ 水質管理は適切に実施されているか
- ◆ 空欄はないか
- ◆ 自主点検表の回収（未提出の場合）

管理日誌の記載が不十分



プ ー ル 日 誌 (届出プール用例示)

平成 年 月 日 () 天候 ()

		管理者	担当者							
クラス	遊 泳 人 数	担当者 氏 名	測定時刻 時 分	気 温 ℃	水 温 ℃	遊離残留塩素濃度 mg/l	塩素剤使用量 ml・g			
	使用前									
	使用前									
	使用前									
	使用前									
[指導内容]										

調査事項④

(4) 簡易水質検査の実施

- ▶ 水温、遊離残留塩素濃度及びpHの測定



まれに遊離残留塩素濃度が0.4mg/L未満の状態
で遊泳している施設があります。
**必ず0.4mg/L以上であることを確認して
から、遊泳してください！**

プール水行政検査

それぞれ決まった日時に、採水した容器を江南保健所に搬入してください。

採水について

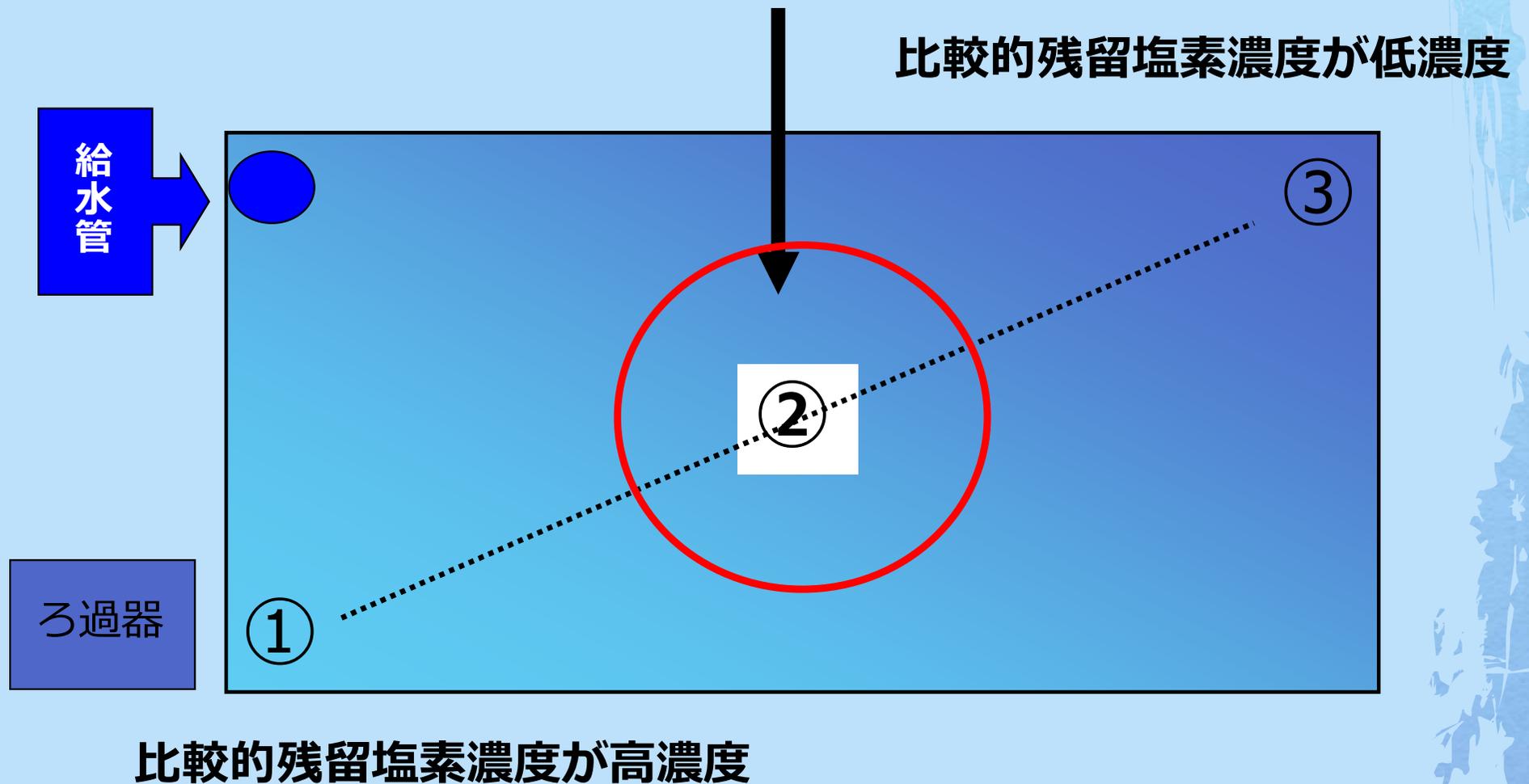
- ◆ 受付日当日に採水すること。
- ◆ 採水場所は次スライドの図のとおりとすること。
- ◆ 気温、水温及び遊離残留塩素濃度を測定すること。

満水まで
入れること



採水ポイント

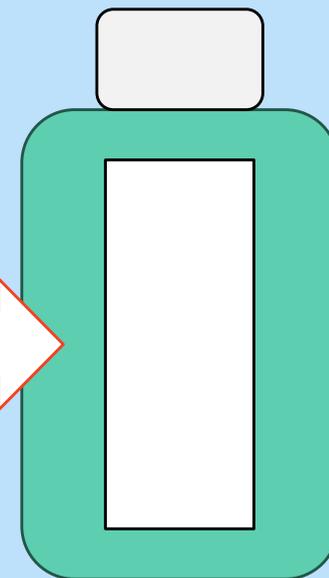
毎月の水質検査の採水地点（水面下約20cm）



ラベルの記入方法

- ◆ 油性マジックで記載すること。
- ◆ 採水時に測定した、気温、水温及び遊離残留塩素濃度を記載すること。
- ◆ 遊泳者数は、採水時の人数を記載すること。
- ◆ 採水した容器に貼付すること。

剥がれないよう
しっかり貼付すること



ラベルの記入例

<u>施設名</u>	<u>江南H Cプール</u>		
<u>採水年月日</u>	<u>令和6年6月18日</u>		
<u>採水時：</u>			
<u>気温</u>	<u>25℃</u>	<u>水温</u>	<u>20℃</u>
<u>残留塩素</u>	<u>0.5mg/L</u>	<u>遊泳者数</u>	<u>30人</u>

江南保健所 プール水検査

水質検査調査票の記入例

記載例

資料2 (別紙)

プール水水質検査調査票

施設名	〇〇小学校 (25 mプール)		検体番号	(記入しないこと)	
採水者	[職] 〇〇〇〇	[氏名] 〇〇 〇〇			
採水日時	令和6年 6月××日 (月) 9時 30分頃				
採水部位	プール中央の中層部		その他		
天候	くもり	気温	28 °C	水温	25 °C
遊離残留塩素	0.5 mg/L	連絡先電話	(058×)56-〇〇××		
使用消毒剤	次亜塩素酸系		イソシアヌル酸系		
採水時のプール 使用状況	使用中 (遊泳人数 25 人) 使用前、使用后、その他 ()				

検査受付

- ◆ 採水したプール水を江南保健所に **午前11時30分までに持参**すること。
- ◆ **水質検査調査票、自主点検表の写しの提出**をお願いします。

例年、**気温、水温及び遊離残留塩素濃度の測定忘れやラベル・調査票の記載もれ**があります

持参する前に、ラベルの記載欄に空欄がないか、もう一度確認してください！！

プール条例運営要綱の主な改正点

<プールの附帯設備>

- ・シャワーの強制使用させる通過式の文言の削除

- ・採暖室は原則としてプール本体に近接し、独立した施設として個別に利用されることのない構造であることが追加。

<プールの維持管理>

- ・採暖室は身体を保温又は乾燥させるのに適当な温度を保つこと。なお、急速発汗を促すような温度にはしないことが追加。

その他（各種届出、報告等）

各種届出（1）

◆ プール設置届記載事項変更届

＜提出時期＞

①氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつてはその代表者の氏名	事後
②プールの名称、位置及び面積	事前
③プールの開場期間	
④使用する水の種類	着工前
⑤プールの構造設備の概要	

水道水以外
の場合は
水質検査成
績書を添付

各種届出（2）

◆ プール休場・再開・廃止届

<提出時期>

プールを引き続き1か月以上休場、**休場後再開**
又は**廃止**した日から**10日以内**。

- **休場届**・・・開場期間内に引き続き1ヶ月以上休場するとき
- **再開届**・・・休場後、再開するとき
- **廃止届**・・・廃止するとき

各種届出（3）

◆管理責任者・衛生管理者 設置（変更）届

<提出時期>

管理責任者又は衛生管理者を設置又は
変更後、速やかに

各種届出（４）

◆ プールにおける事故・健康被害等発生状況報告

<提出時期>

プールに起因する健康被害、事故等が発生したとき、直ちに

- ◆ 昨年のプール設置届記載事項、管理責任者及び衛生管理者の変更がないか確認してください。
- ◆ 各種届を提出していない場合は、速やかに提出するようお願いいたします。
- ◆ 各種様式：
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/0000009013.html>
- ◆ プールの管理の手引き：
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/557435.pdf>

昨年度の講習会での質問について

質問内容

- ① 午後、遊泳がない場合でも、遊離残留塩素の測定は必要か。
- ② 自主点検表の掲示は具体的にどうしたらよいか。（場所・用紙）
- ③ 監視員の人数は何人配置すればよいか。（現状3人体制）
- ④ うがい、洗眼は必須か。

参考

- ① 学校プールでは、授業開始前に測定してください。
ろ過機や消毒設備の稼働状況の確認のため、午後も測定することをお勧めします。
- ② 利用者の目につく場所（プールサイド等）に掲示してください。屋外であれば、天候対策を検討してください。
- ③ 具体的な人数の定めはありません。遊泳者数の状況等に応じて設置者が決定してください。
- ④ 必須ではありません。学校医等に相談の上、適切に対応してください。

愛知県江南保健所

環境・食品安全課

住所 愛知県江南市布袋下山町西80番地

電話 0587-56-2157

FAX 0587-54-5422

E-mail konan-hc@pref.aichi.lg.jp